

砂防関係法令に関する行政指導要綱

三重県県土整備部防災砂防課
令和3年12月21日策定

(目的)

第1条 この要綱は、防災砂防課で所管する次の法令（以下「砂防関係法令」という。）における違反等行為の是正に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語は、砂防関係法令において使用する用語の例によるほか、次の各号に定めるところによる。

- 一 砂防関係法令 砂防法（明治30年法律第29号）、三重県砂防指定地等管理条例（平成14年三重県条例第66号）、地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）、採石法（昭和25年法律第291号）、砂利採取法（昭和43年法律第74号）、三重県土採取規制条例（平成13年三重県条例第8号）をいう。
- 二 違反等行為 砂防関係法令に規定する要件を逸脱した行為又は適合しない行為をいう。
- 三 違反等行為者 違反等行為を行う者をいう。

(行政指導の種類)

第3条 この要綱において行政指導とは、三重県行政手続条例（平成8年三重県条例第1号）に基づき、特定の者に対し、砂防関係法令における違反等行為の是正を求める、口頭又は文書による指導、勧告、警告、助言その他の行為であって行政処分に該当しないものをいう。

(行政処分の種類)

第4条 この要綱において行政処分とは、別表1に掲げるものとする。

(行政指導の実施)

第5条 知事は、違反等行為者に対し、電話、文書等の手段により、砂防関係法令の違反等行為にあたる旨を通知し、違反等行為の是正を求める行政指導を行う。

(違反等行為の公表)

第6条 前条までの行政指導を行っても、違反等行為が是正されないときで、次の各号のいずれにも該当する場合は、知事は、行政指導の事実又は違反等行為者が行政指導に従わない事実の公表を行う。

- 一 正当な理由なく、違反等行為者が違反等行為を是正しない場合
- 二 違反等行為により、県民の生命、身体、財産その他法律上保護された利益に著しい損害を与えるおそれがある場合

2 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ違反等行為者に対し、三重県行政手続条例第30条第3項に基づき、意見を述べる機会を与えなければならない。

(行政処分の実施)

第7条 知事は、この要綱に定める行政指導を行っても、なお違反等行為が是正されない場合は、当該違反等行為者に対し、その行為内容に応じて、砂防関係法令に基づき、行政処分等必要な措置を講ずるものとする。

(行政処分の手続)

第8条 行政処分の手続は、砂防関係法令に特別の定めがある場合を除くほか、行政手続法（平成5年法律第88号）、三重県行政手続条例及び三重県聴聞規則（平成6年三重県規則第90号）に基づき行うものとする。

(行政処分の公表)

第9条 知事は、行政処分を行ったときは、必要な場合にはその実施状況を公表するものとする。

(関係機関への情報提供)

第10条 知事は、行政指導及び行政処分を行ったときは、必要な場合には関係課及び関係市町、国等の関係機関に対し、情報提供を行う。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年1月7日から施行する。

別表1 違反等行為者に対する行政処分の種類（要綱第4条関係）

行政処分の種類	根拠条文
許可の取消等	砂防法第29条
事実の更生等	砂防法第30条
変更命令	三重県砂防指定地等管理条例第16条
措置命令	三重県砂防指定地等管理条例第17条
許可等の取消し	三重県砂防指定地等管理条例第18条
原状回復	三重県砂防指定地等管理条例第20条
監督処分	地すべり等防止法第21条
措置命令	地すべり等防止法第23条
監督処分	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第8条
改善命令	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第10条
監督処分	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第21条
登録の取消し等	採石法第32条の10
認可採取計画の変更命令	採石法第33条の9
認可の取消し等	採石法第33条の12
緊急措置命令等	採石法第33条の13
岩石の採取を廃止した者に対する災害防止命令	採石法第33条の17
登録の取消し等	砂利採取法第12条
認可採取計画の変更命令	砂利採取法第22条
緊急措置命令等	砂利採取法第23条
認可の取消し等	砂利採取法第26条
変更命令	三重県土採取規制条例第12条
措置命令	三重県土採取規制条例第13条
採取跡地における災害防止命令	三重県土採取規制条例第15条
認可等の取消し等	三重県土採取規制条例第16条